

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法發号名條律行稱項及のび根及びそ拠記	平成二年六月次一月十日より告示	省令第十三号
				財務省告示第十五号

債定特あ争争う札価振の以律社び法会一るた運十財十利  
 市め別つ入入。格替適下へ債第律計号法め營四政七付  
 場る参て札札に以を機用一平、六第に一律のに号法回  
 特も加、と発よ下競関を振成株十二関第へ公必一(一  
 別の者財同行る「争は受替式二十す二平債要第昭  
 參にご務時一発価に日け法十三等三る条成のな四和  
 加よと大にと行格付本銀もとの法律第二發財条二  
 者るに臣行い競し銀もとの法律第一(一)律一十行源第十  
 .発応がわう以争て行のいう第律替項第(一)項四の一二  
 第行募各れ。下入行ととし。」第七に四平並年特確項年  
 I(以限國る、「札わする。」十関十成び法例保及法  
 非下度債入価価「れ。」の規十九特第關國財第  
 価一額市札格格とるそ規五号。七十に律にをび律  
 格国を場で競競い入の定法及年別百する政三  
 四

財務大臣

(二十年)

(太百四)

四

## 六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

## 五

ロ  
イ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

律のに十つ定う額  
 第公必四いにち面  
 二債要億て基、金  
 条のな二はづ財額  
 第発財千、き政で  
 一項行源百額発法一  
 のの十面行第兆  
 特確万金し四九  
 の例保円額た条百  
 規にを、で利第八  
 定関図財二付一十  
 にする政千国項四  
 基るた運七債の億  
 づ法め營百に規円

込募各当も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圃別応ち  
 割内參募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 各の割高  
 申応りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發応がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 争市る參てを及  
 入場も加、しび  
 札特の者財た価

## 七

ハ

口 イ  
払

特 别 債	国 行 争 非 者	入 価	特 别 債	国 行 争 非 者	特 国
参 市	入 価	・ 別 債 札 格	入 価	・ 别 債	入 価
加 場	札 格 第 参 市	發 競 金	札 格 第 参 市	札 格 第 参 市	
	發 競 I	加 場 行 争 額	發 競 II	加 場	發 競 I 加 場

円 千	千 一	百 国 条 特	億 国 条 特 百 付 一 四 面 行 律 百 額 き
五	九 兆	三 債 の 別	円 債 の 别 九 国 項 十 金 し 第 五 面 発
百	億 千	十 に 規 会	に 規 会 十 債 の 五 額 た 四 万 金 行
三	千 七	一 つ 定 計	つ 定 計 九 に 規 万 で 利 十 円 額 し
十	百 億	億 い に に	い に に 億 つ 定 円 四 付 七 、 で 利
四	四 四	円 て 基 関	て 基 関 五 い に 、 千 国 条 特 三 利 付
億	十 千	、 づ す	、 づ す 千 て 基 同 六 債 の 别 千 国 債 に
二	七 五	額 き る	額 き る 七 は づ 法 百 に 規 会 四 つ い て は 、
千	万 百	面 發 法	面 發 法 百 、 き 第 五 つ 定 計 百 て は 、
百	九 十	金 行 律	金 行 律 四 領 發 六 十 い に に 十 七
五	万 円	額 し 第	額 し 第 十 面 行 十 二 て 基 関 七 、
十		で た 四	で た 四 万 金 し 二 億 は づ す 億 き 七 て は 、
一		千 利 十	千 利 十 円 額 た 条 五 、 き る 七 で 利 第 千 額 發 法 千 、
万		五 付 七	七 付 七

十  
十  
三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一  
發

初利入価・別債行争非者特国入価發  
期札格第参市及入価・別債札格行行  
利發競II加場び札格第参市發競価  
子率行争非者特国發競I加場行争格日

九  
八  
振額最  
替  
額  
単  
面  
位  
金  
低行争非者  
入価・  
札格第  
發競II

規下は期た期平年  
定、が金と成一  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十六  
期及翌休支次六パ  
日び営業払の年一  
に第業う算六セ  
つ十日。式月ン  
い五にたに二ト  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払

錢額以額平す額の振五  
面上面成るの記替万  
金の金二。整載法円  
額そ額十数又の  
百れ百五倍は規  
円ぞ円年年の記定  
にれに十二月金録に  
つのつ額はよ  
き応き月に、る  
百募百二十日よ最振  
円価円日る低替  
二格十日も額口  
十五の面座  
一錢と金簿

十 一 十 二 十 三  
九 八 七 六 五 四

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 參 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每  
成 務 本 面 成 利 て を 年  
二 大 銀 金 四 子 、 支 六  
十 臣 行 額 十 を そ 払 月  
五 か 百 五 支 の 期 二  
年 ら 円 年 払 日 と 十  
十 通 に 十 う 以 し 日  
二 知 つ 二 。 前 、 及  
月 を き 月 六 各 び  
二 受 月 支 十  
十 け 百 二 月 支 十  
日 た 円 十 月 二  
者 日 間 払 二  
す お 月 に 期 月  
属 に 二  
十

額面金額 ×  $\frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$